

愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県行政書士会松山支部（以下「支部」という。）規則に定められた役員（以下「支部役員」という。）の選任並びに愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）役員等選任規則第2条第1項第二号から第五号までに規定する副会長、理事、監事及び綱紀委員の候補者のうち、支部から選出する者（以下「本会役員等候補者」という。）の選出について、必要な事項を定める。

第2章 支部役員の選任

(支部役員を選任できる者)

第2条 支部役員を選任できる者は、選挙告示日において、支部に所属する個人会員とする。ただし、本会会則（以下「会則」という。）第19条に規定する処分を受け、若しくは処分を終了していない者又は役員等選任規則第5条の規定に該当する者を除く。

(支部役員に選任されることができる者)

第3条 支部役員に選任されることができる者は、前条に規定する者と同様とする。ただし、別表1に定める者を除く。

(支部役員の選任)

第4条 支部役員の選任は、改選を行う支部総会（以下「総会」という。）において次の方法による。

- (1) 支部長-----総会の前に、当選人を支部長とする郵便による選挙（以下「郵便選挙」という。）又は総会当日にする総会出席者による選挙（以下「会場選挙」という。）を行い、その投開票結果及び支部長に選任された者を総会に報告する。
- (2) 副支部長、理事-----前号により選任された支部長が指名し、総会における承認を得る。
- (3) 監事-----第1号により選任された支部長が指名し、総会における承認を得る。

第3章 本会役員等候補者の選出

(本会役員等候補者を選出できる者)

第5条 本会役員等候補者を選出できる者は、第2条に規定する者と同様とする。

(本会役員等候補者に選出されることができる者)

第6条 本会役員等候補者に選出されることができる者は、第2条に規定する者と同様とする。ただし、別表2に定める者を除く。

(本会役員等候補者の選出)

第7条 本会役員等候補者は、本会の役員等の改選年度に招集される総会において次の方法により選出する。ただし、事情により選挙が困難な場合は本会役員等選任規則に従う。

- (1) 副会長候補者-----総会の前に、当選人を副会長候補者とする郵便選挙又は総会当日にする会場選挙を行い、その投開票結果及び副会長候補者に選出された者を総会に報告する。
- (2) 理事候補者-----総会の前に、当選人を理事候補者とする郵便選挙又は総会当日にする会場選挙を行い、その投開票結果及び理事候補者に選出された者を総会に報告する。
- (3) 監事候補者-----総会終結までを任期とする支部役員（監事を除く。）により、理事会で選考した後、支部規則第22条第2号の規定に基づき総会に付議すべき事項として議決し、改選年度の総会議案として上程し、可決承認を得て選出する。

- (4) 綱紀委員候補者-----総会終結までを任期とする支部役員（監事を除く。）により、理事会で選考した後、支部規則第22条第2号の規定に基づき総会に付議すべき事項として議決し、改選年度の総会議案として上程し、可決承認を得て選出する。

第4章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第8条 支部役員を選任及び本会役員等候補者の選出を行う総会に先立ち、5人以内の委員で構成する支部選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

(委員の資格)

第9条 委員会の委員は、次の者を除く支部に所属する個人会員の中から選出する。

- (1) 支部役員
- (2) 本会の役員及び監事並びに本会会則施行規則第28条第5項に規定する委員
- (3) 支部長立候補予定者
- (4) 本会役員等立候補予定者

(委員の委嘱)

第10条 委員は、支部長が指名し本人の了承を得て委嘱する。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、前項の規定により補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員に就任後最初の委員会において互選する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、委嘱の日から役員改選の行われる（総会終了の時）までとする。

(委員会の経費)

第13条 委員会に関する経費は、支部の旅費規程に従い支弁する。

(委員会の運営)

第14条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員就任後最初の委員会は、就任後1か月以内に支部長が招集し、委員会の運営について必要な事項を説明する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会の議決は、委員3分の2以上が出席しその過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は議決に加わることができない。
- 5 委員長は、委員会の運営に関し必要があるときは、支部長に対し委員会に出席を求めて意見を聞くことができる。

(委員会で決議する事項)

第15条 委員会で決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 選挙告示日
- (2) 立候補受付の期日
- (3) 郵便投票又は会場投票の選挙の方法
- (4) 投票用紙発送の期日
- (5) 郵便投票の期間
- (6) 立候補者の所信表明書面
- (7) その他必要な事項

(その他委員会に必要な事項)

第16条 この規程に定めるものの他委員会について必要な事項は、別に定める。

第5章 選挙の方法

(選挙人名簿)

第17条 委員長は、第2条に規定する支部役員選任をできる者及び第5条に規定する本会役員等候補者を選出できる者（以下「選挙人」という。）名簿を、本会が作成する会員名簿に基づき作成するものとする。

2 選挙人名簿は、本会事務局に備え付け、会員の縦覧に供しなければならない。

(立候補の受付)

第18条 支部長、副会長候補者又は理事候補者に立候補しようとする者（以下「立候補者」という。）は、立候補届に次の各号に掲げるところによる支部に所属する個人会員の署名及び職印の押捺された推薦人名簿を添えて、立候補受付期日に委員会に届けなければならない。この場合、支部長、副会長候補者及び理事候補者については、重複して立候補することはできない。

(1) 支部長については10人以上

(2) 副会長候補者については10人以上

(3) 理事候補者については5人以上

2 前項各号において、推薦人が、2人以上の立候補者を推薦したとき又は立候補者が自身を推薦したときは、その推薦を無効とする。

3 前項の規定により、当該推薦人名簿の有効な推薦人の数が第1項各号に掲げる人数を欠くことになった場合、委員長は、速やかに、当該推薦人名簿を提出した立候補者に対し、相当の期間を定めて不足する人数分に係る推薦人名簿を提出するよう通知しなければならない。

(選挙の告示)

第19条 委員会は、選挙に関する事項を総会開催日の1か月前までに支部会員に対し告示する。

2 告示は、本会事務局に掲示するとともに、支部が管理するホームページに掲載する方法とする。

3 告示の内容については、別に定める。

(選挙の方法)

第20条 選挙は、選挙人による郵便投票又は会場投票とする。

2 投票は、選挙人1人1票とする。

3 前2項に規定するもののほか投票の実施に関する事項は、別に定める。

(選挙運動)

第21条 選挙運動は、公明かつ適正を旨とし、行政書士の品位を汚してはならない。

2 立候補者（その支持者等を含む。）は、投票を依頼する目的で会員の事務所又は自宅を訪問してはならない。

(選挙運動違反者の処置)

第22条 委員会は、前条第1項又は第2項に違反したと認められる場合には、立候補者及びその支持者等に弁明の機会を与え、その事実が明らかに認められる場合は、口頭又は文書で次の処置を行うことができる。

(1) 注意

(2) 勧告

(3) 指示

2 前項の処置を行うためには、選挙の公正を期するため、委員の5分の3以上の議決を経なければならない。

3 委員長は、第1項の処置を行った場合、直ちにその処置について公表しなければならない。この場合において、公表については、第19条第2項の規定を準用する。

(開票の方法)

第23条 開票は、郵便投票については、投票締切日以後から総会の前日までの定められた日、会場投票については、投票締切り後において委員会が行う。

2 委員会は、郵便投票については、郵便局における郵便投票の投票用紙受領及び開票において、会場投票については、開票において、立候補者又はあらかじめ立候補者が指名した立会人1人を立ち合わせることができる。

3 有効投票又は無効投票の確定は、委員長が行う。

4 委員長は、投開票の結果並びに支部長、副会長候補者及び理事候補者に当選した者を、総会の議長指示に従い報告する。

(同数の場合)

第24条 当選人を定めるに当たり得票数が同じである場合は、くじ引きにより当選人を決定する。

2 くじ引きの方法については、別に定める。

(無投票当選)

第25条 立候補者が支部規則第7条並びに役員等選任規則第2条及び別表第1に定める定数以内の場合は、選挙を行わず無投票当選とし、総会における報告については、第23条第4項の規定を準用する。

(立候補者が定数に満たない場合)

第26条 立候補受付日に立候補者が定数に満たない場合は、理事会が不足する人数の候補者を選出し、本人に就任の承諾を得た後、総会の議長に報告し、議長は出席者に報告する。この場合、理事会は、立候補者の中から選出をすることはできない。

第6章 補則

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃をしようとするときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年5月13日から施行する。
- 2 平成15年6月14日施行の松山支部役員選任規則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年5月17日（総会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月13日（総会承認の日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年5月12日（総会承認の日）から施行する。
- 2 愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程（平成26年5月17日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年5月14日（総会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月11日（総会承認の日）から施行する。

別表 1

支部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 業務歴が 5 年未満の者 (2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者 (3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れたことがある者 (4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者 (5) 過去 5 年以内に綱紀委員会へ諮問をされ会員の権利の停止以上の処分を受けた者及び弾劾罷免を受けた者 (6) 過去に綱紀委員会へ諮問をされ訓告の処分を受け 1 年を経過していない者
-----	--

別表 2

副会長候補者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 業務歴が 5 年未満の者 (2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者 (3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れたことがある者 (4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者
理事候補者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 業務歴が 1 年未満の者 (2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者 (3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れた者 (4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者
監事候補者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 業務歴が 3 年未満である者 (2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者 (3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れたことがある者 (4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者
綱紀委員候補者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 業務歴が 5 年未満である者（ただし、業務歴が 2 年を経過し過去の職歴等により理事会で適当と認めた者は除く。） (2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者 (3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れたことがある者 (4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者 (5) 過去 5 年以内に綱紀委員会へ諮問をされ会員の権利の停止以上の処分を受けた者及び弾劾罷免を受けた者 (6) 過去に綱紀委員会へ諮問をされ訓告の処分を受け 1 年を経過していない者